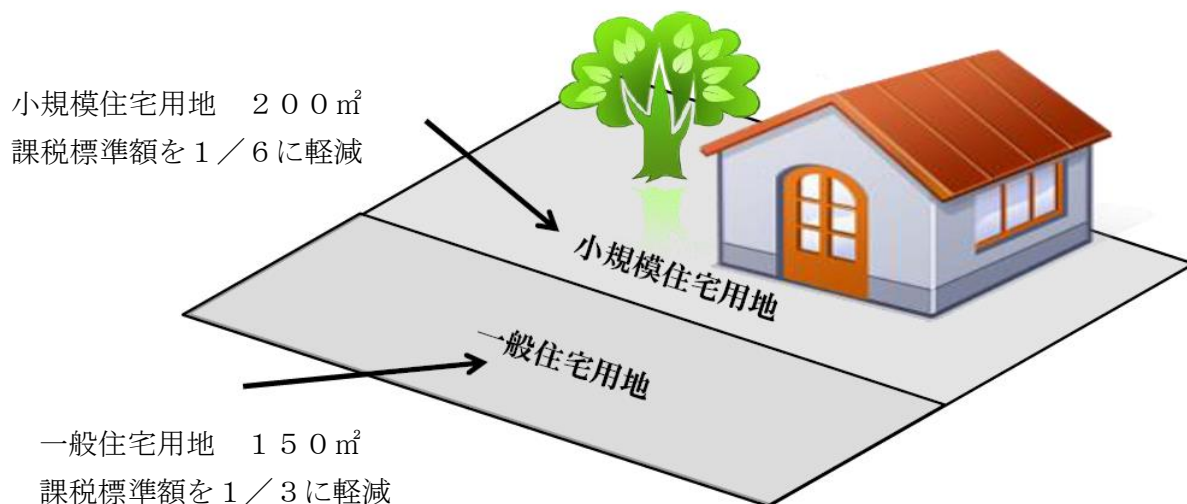


## 住宅用地に対する課税標準の特例措置について

### 【事例】

一戸建住宅（床面積 $100\text{ m}^2$ ）で、その敷地面積が $350\text{ m}^2$ の場合



### 【解説】

事例の家屋は、専用住宅であり、その床面積の $10$ 倍（ $100\text{ m}^2 \times 10$ ）までを限度として住宅用地となります。

このため、この場合は、 $350\text{ m}^2$ すべてが住宅用地となります。

また、敷地の面積が $200\text{ m}^2$ を超え、住宅の戸数が $1$ 戸のため、 $200\text{ m}^2$ 分（ $200\text{ m}^2 \times 1$ 戸）が小規模住宅用地となり、残りの $150\text{ m}^2$ 分（ $350\text{ m}^2 - 200\text{ m}^2$ ）が一般住宅用地となります。

#### ○住宅用地とは

賦課期日（ $1$ 月 $1$ 日）において、人の居住の用に供する家屋の敷地のことで、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている土地のことです。

通常、一般住宅やアパート等の敷地、その敷地と一体になっている庭や駐車場等が含まれます。

#### ○課税標準額とは

課税標準額は、税額を算出するための基になる額のことです。

課税標準額 $\times 1.4\%$ （固定資産税の税率）＝税相当額となります。